

可茂消防八百津出張所 着任あいさつ その2



【お問い合わせ】
可茂消防八百津出張所
電話 43-0476

①前任地 ②抱負



消防士長
小藤 明仁

- ①南消防署
- ②1日も早く地理を覚えるため、八百津町内をうろうろします。この顔にピンときたら気軽に声をかけてください。



消防士長
前田 光良

- ①南消防署
- ②町民の皆様と安全で安心して暮らせる町にしていきたいと思います。



消防副士長
沢野 治

- ①中消防署
- ②地域の皆様の役に立てるように頑張りますので、よろしくお願ひします。

平成21年度
全国統一防火標語

消えるまで
ゆっくり火の元
にらめっ子



平成21年6月1日から 飲酒運転等に対する行政処分が強化されます

主な強化の内容

- 免許を取り消された場合の免許を受ける事のできない期間(欠格期間)の最長を

5年間 から **10年間** に引き上げます。

- 酒酔い運転、酒気帯び運転・ひき逃げ等の点数を大幅に引き上げます。

～例えば、酒気帯び運転(0.25以上)(注1)は免許の取消しの対象となります。～

飲酒運転の行政処分の例 (初めてで、他に違反がない場合の例)

飲酒運転	さらに交通事故を起こすと(注3)	さらにひき逃げをすると
酒酔い運転 取消(欠格期間) 2年 → 3年	死亡事故 取消(欠格期間) 5年 → 7年	取消(欠格期間) 5年 → 10年
酒気帯び運転(0.25以上)(注1) 停止処分90日 ↓ 取消(欠格期間) 2年	死亡事故 取消(欠格期間) 2年 → 5年	取消(欠格期間) 5年 → 10年
酒気帯び運転(0.25未満)(注2) 停止期間 30日 → 90日	2週間のけがを負わせた 停止期間60日 ↓ 取消(欠格期間) 1年	取消(欠格期間) 2年 → 6年

注1) 呼気1リットルにつき、0.25mg以上のアルコールを保有する状態

注2) 呼気1リットルにつき、0.15mg以上0.25mg未満のアルコールを保有する状態

注3) 一方的な不注意で起こした場合